

## 平成31年第2回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 平成31年2月27日（金）午前10時02分から10時18分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（7人）

会長	4番	小川	進
委員	1番	宇藤	誠朗
	2番	信高	昭男
	3番	栗名	安男
	5番	小笠原	正
	8番	宮川	利重
	9番	北村	栄治

4. 欠席委員（2人）

6番	都築	利夫
7番	北村	治仁

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第4号 非農地証明願について

第4 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長	都築	広行
書記	平石	このか

7. 会 議

〔議長〕

定刻となりましたので、ただいまより平成31年第2回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

欠席の連絡がありましたのは、6番都築利夫委員、7番北村治仁委員の2名です。出席委員は、9名中7名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、5番小笠原正委員、8番宮川利重委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第3号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1ページをご覧ください。議案第3号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町[REDACTED]、外6筆で申請理由は売買です。登記地目は田、畑、原野、現況地目は田または畑となっており、合計面積は3,500㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

2月12日に譲受人立会いのもと、担当委員の宇藤委員と事務局都築、平石で現地を確認して参りました。

お手元の資料29ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回申請農地をすべて耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、24ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、申請農地面積の合計が3,500㎡あり、当委員会が定める耕作の下限面積である3,000㎡を満たしておりますので、問題ありません。

6号の転貸禁止要件ですが、許可申請農地はすべて譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

7号の地域調和要件ですが、申請地ではこれまで水稻、柚子の栽培が行われ、譲受人も同様の耕作計画であること、また譲受人は農地に隣接する[REDACTED]の宅地に移住する予定であり、すぐ近くに居住している両親とともに、周囲の耕作地と一体的に農地を管理していく意思があるため、地域調和について支障は生じないものと考えます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり2月12日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

次に、議案第3号について担当委員の説明を求めます。1番宇藤誠朗君。

〔宇藤委員〕

はい、1番の宇藤です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、譲受人はご家族とともに水稻や柚子を栽培するというところで、善良な管理が見込めるものと考え、現地確認を行った際にも問題はないと判断いたしました。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第3号について、発言のある方は挙手願います。

〔小笠原委員〕

はい。

〔議長〕

どうぞ。

〔小笠原委員〕

2ページなんですが、これを見ると2筆ほど登記地目が原野となっておりますが、現況はどうなっていますか。畑として成り立っていますか。この2筆が原野だったら下限面積に足りなくなるので。

〔事務局書記〕

こちらについては、登記地目は原野ですが、現在は耕作されており農地法は現況主義ですので、農地法の適用を受けることとなります。現地確認の際にも耕作がされているのを確認しております。

〔議長〕

ほかに何かありませんか。ないようですので、採決をいたします。議案第3号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第3、議案第4号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、30ページをご覧ください。議案第4号は非農地証明となっております。申請地は、大豊町■■■■■、外2筆で、台帳地目は田、現況地目は山林です。申請者は記載のとおりです。今回申請農地の内、■■■■■については平成30年第4回農業委員会総会時に審議した「大豊（大豊町）農業振興地域整備計画の変更について」で除外案件としたものになります。計画の変更については、平成30年11月29日付けで県の同意が得られましたので、申請を受け付けました。

1月30日に担当委員の小川会長と事務局平石で代理人立会いのもと、現地確認を行いました。こちらについては、25年ほど前から耕作を行っておらず、現在は山林化しており、農地に復帰させることは非常に困難であると思われます。参考としまして、38ページに航空写真を載せておりますのでご確認ください。ご審議の程よろしく願いします。

〔議長〕

それでは、議案第4号について、私が担当委員となっておりますので、ご説明いたします。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請地は周辺の山林と一体化しており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明のありました議案第4号について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

続きまして、日程第4、議案第5号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、41ページをご覧ください。議案第5号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町[REDACTED]、外10筆で、申請理由は贈与です。登記地目は田または畑、現況地目も田、畑となっております、合計面積は7,828㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

2月8日に譲渡人、譲受人立会いのもと、担当委員の北村委員と事務局都築、平石で現地を確認して参りました。

お手元の資料72ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回申請農地をすべて耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、耕作計画書にもありますとおり、耕作に必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、今回申請農地の合計面積が7,828㎡あり、当委員会が定め

る耕作の下限面積である3,000㎡を満たしておりますので、問題ありません。

6号の転貸禁止要件ですが、今回の許可申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

7号の地域調和要件ですが、譲渡人は譲受人の父であり、従来から申請農地で農業に従事しており、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり2月8日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

また本日欠席しております7番北村治仁委員にも、許可すべき案件であるとの意見に賛同していただいておりますので、併せてご報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明のありました議案第5号について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第5号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第5、その他の件について事務局より説明願います。

〔事務局書記〕

次回3月の総会の日程についてですが、3月27日水曜日10時からを予定しておりますので、日程の調整をよろしく申し上げます。

〔議長〕

その他、何かございませんか。

〔棄名委員〕

どこも後継者不足で困っているのので、今日の議題にあったような、後継ぎにしっかり引き継げるような案件が続いてほしいと思う。

〔議長〕

ありがとうございました。その他何かありませんか。

ないようですので、以上をもちまして、平成31年第2回大豊町農業委員会総会を

閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 5番

---

署名委員 8番

---